

規制のサンドボックス制度について

令和元年6月

内閣官房 日本経済再生総合事務局

新技術等社会実装推進チーム

「規制のサンドボックス」とは

‘**まずやってみる！**’



- ・ 目指す新事業・新技術と、規制との関係が問題となる場合
- ↓
- ・ 期間や参加者を限定し「実証」を行う
- ↓
- ・ 実証でデータを集め、それを基に規制改革に繋げる



市場との対話・実証による政策形成

制度の設立を巡る背景事情

- 規制改革に必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切ることができない、**規制当局**
- 規制の存在のために試行錯誤できず、規制改革に必要なデータを取得できない、**事業者**
- 現在の状況を打破し、新しい技術・ビジネスモデルを創出するためには早期の社会実証が不可欠。

現在の状況

規制当局

- 新しい技術等がよくわからない。
- 適用の前例がなく、担当レベルでは判断できない。
- リスクの程度がわからない。
- この計画は問題なさそうだが、認めると同様の要望を断れない。

→ 事業者に資料やデータの提出を求める。
→ 検討過程で追加的なデータを求めたり、方針が変わる。
→ 長期間回答を保留する。
→ 審議会で検討し、すぐには結論を出さない。
→ その間「規制適用の可能性」を留保。

事業者

- どの規制が関係あるかわからない。
- 規制に反しない方法がわからない。
- 実証できないのでデータがとれない（提出できない）。

→ 法令違反を恐れて実証に踏み切れない。
→ 見通しが立たず日本では諦める。

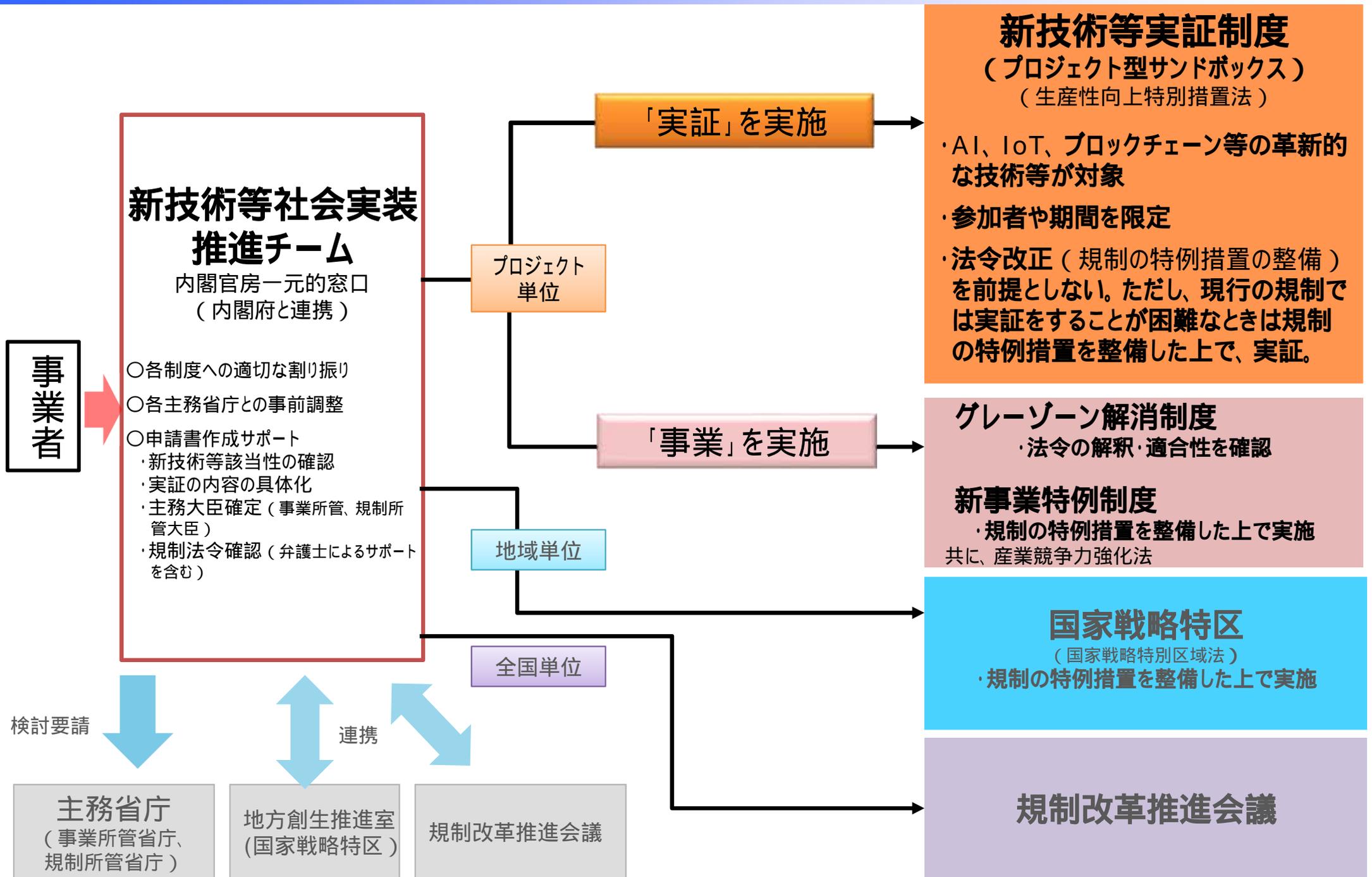
「新事業特例制度」や「グレーゾーン解消制度」では、

- 規制当局の判断の根拠が必ずしも示されない。 今回の法改正で措置。
- 規制当局と規制の適用について議論する仕組みがない。

新技術等実証（プロジェクト型サンドボックス）制度

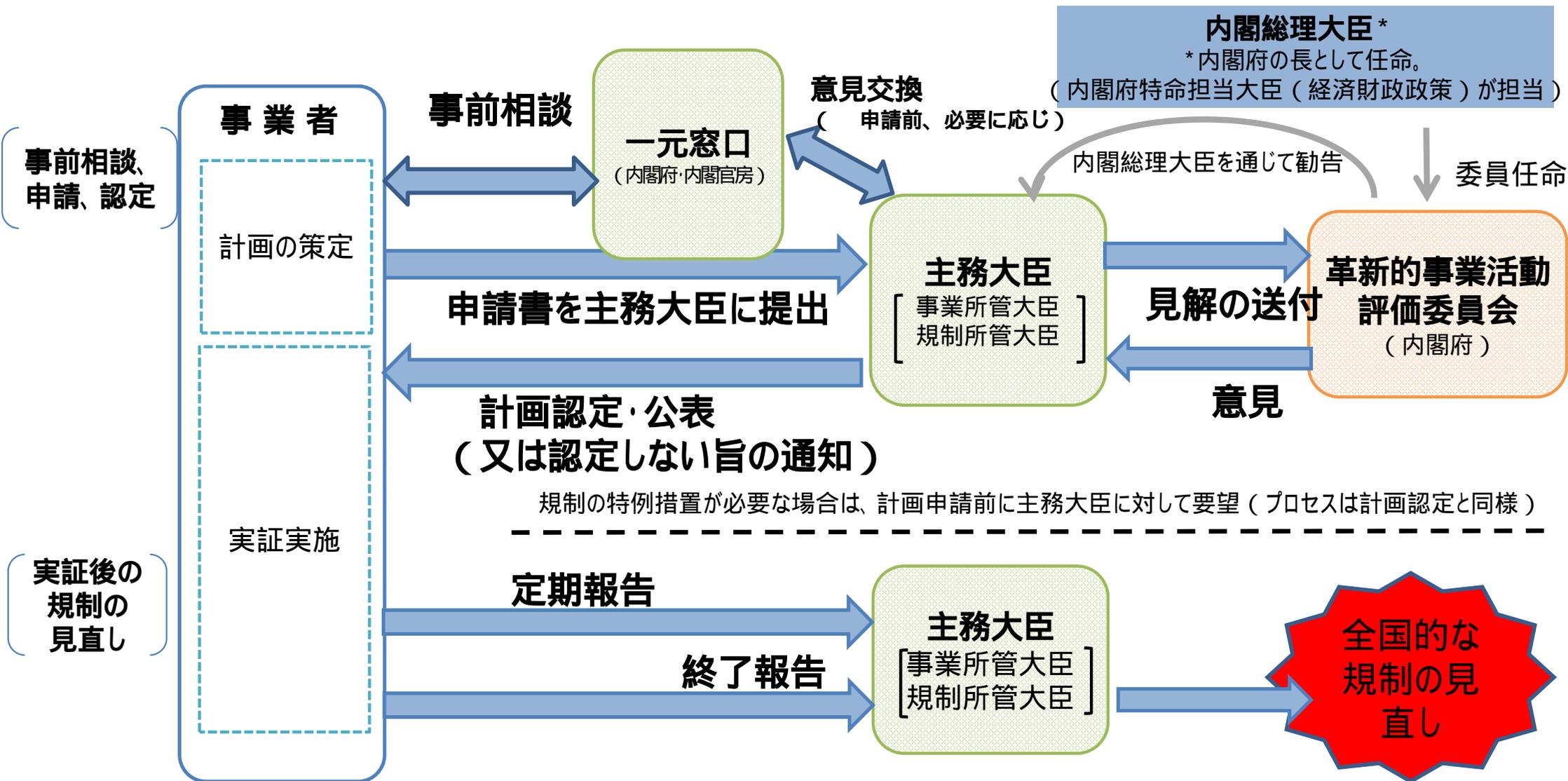
- **評価委員会**で実証計画について調査審議し、意見する。
- 規制当局による遅滞ない回答（申請書提出から原則2カ月）を規定。
- **参加者等の同意**を得て、**期間を区切って実証**。
- 内閣官房に窓口を設け、**一元的に相談対応**を行う。
- 一元的窓口が、**事業者をハンズオン支援**。
- 実証によりデータを取得する。

規制の見直しにつながる各種制度



「規制のサンドボックス」申請の流れ

- AI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な技術の実用化の可能性を検証し、実証により得られたデータを用いて規制制度の見直しに繋げる制度。



「規制のサンドボックス」＜申請書記入概要＞

申請書記載事項

○実証内容

- ・新しい技術又はビジネスモデルの手法等と、実証をしたい内容。
(例: AIを使った という実証試験を行い、 を実証する)
- ・実証において収集する情報、取得データ等

○実証に伴う限定範囲

- ・参加者等の限定(範囲・条件、人数規模、同意取得の方法)
- ・金額、回数等の限定等(必要な場合)
- ・実施期間の限定(開始時期、期間)
- ・実施場所の限定(物理的な範囲、またはインターネット空間内等)

○実証にあたり関連する規制法令

- ・実証を行いたい内容に対して、障壁となりうる現行の制度や法令等
(法律、政令、省令のほか、法令の解釈指針、実施通達、ガイドライン等)

○実証が関連規定に違反しないことの説明及び適切に実施するための措置

計画の認定基準

新技術等実証計画の認定基準（生産性向上特別措置法第11条第4項）

主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。

- 一 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。
- 二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

現行法の下で、どのように実証するか

サンドボックス制度では、現行法律の範囲内で速やかに「実証」を行った上で、その結果を規制の見直しに繋げることを目指す。

例 1 . 規制の対象となる定義に当たらない（有償 無償）

例 2 . 「業として」行う行為に該当しない（対象者や期間の限定）

例 3 . 指針や通達には合致しないが、法律に違反するものではない

例 4 . 主務大臣が認めた場合に適用除外となる仕組みがある

例 5 . 試験研究の規定に該当する

等

規制改革の推進

生産性向上特別措置法第4条、第20条

第四条

2 国は、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策の推進に当たっては、事業者による新技術等実証（中略）その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組が自主的かつ積極的に行われるよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うこととする。

第二十条 主務大臣（第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置、第十条第一項の規定による求めに係る新技術等関係規定又は第十一条第三項第六号の新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、新技術等に関する規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

規制のサンドボックス制度 認定案件一覧

No	認定日	件名	事業者	主務大臣	実証期間	主な関係法令
1	平成30年 12月26 日	IoT社会の実現に向けた高速 PLC（電力線通信）でつな がる家庭用機器に関する実証	パナソニック （株）	経済産業大臣	平成31年4月 1日～6月30 日	電気用品安全 法
2	平成30年 12月26 日	診断キットとビデオ通話を組 み合わせたインフルエンザ罹 患時のオンライン受診勧奨に 関する実証	（株）MICIN	厚生労働大臣	認定日～平成 31年3月15 日	医師法、等
3	平成31年 1月18日	仮想通貨と法定通貨を同時決 済可能なプロ向けの決済プ ラットフォームの構築に関す る実証	（株）Crypto Garage	内閣総理大臣 （金融庁）	認定日～令和 2年1月18日	資金決済に関 する法律
4	平成31年 3月6日	なりすましによる不正な口座 開設の防止に関する実証	（株）カウリス 関西電力（株）	経済産業大臣、 個人情報保護 委員会	平成31年3月 18日～6月30 日	電気事業法、 個人情報保護 法
5	平成31年 4月8日	IoTを活用した次世代型広域 リサイクルの実証	（株）エンビブ ロ・ホールディ ングス、（株） しんえこ	環境大臣	平成31年4月 10日～令和2 年4月9日	廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律
6	平成31年 4月22日	ブロックチェーン技術を用い た臨床データのモニタリング システムに関する実証	サスメド株式会 社	厚生労働大臣 経済産業大臣	平成31年4月 22日～令和2 年9月30日	医薬品、医療 機器等法

「IoT社会の実現に向けた高速PLC（電力線通信）でつながる家庭用機器に関する実証」

申請者 パナソニック株式会社

認定日 2018年12月26日

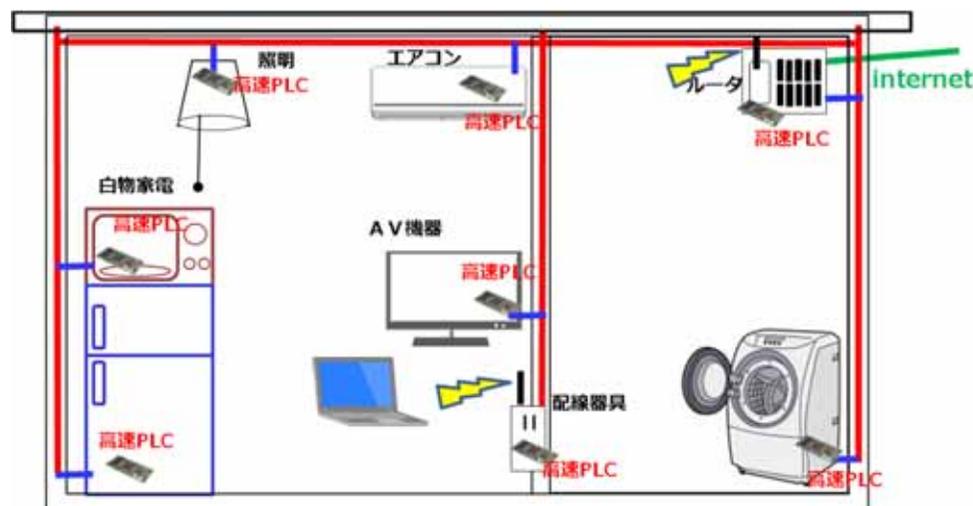
実証目的

家中のあらゆる家庭用機器がつながる新たなホームネットワークの基盤の構築に向けて、高速PLC装置を搭載した電気用品の製品化するため、「電気用品に係る技術基準解釈（通達）」の改正につなげていきたい。

実証計画（2019年4月～6月末）

電気用品（テーブルタップ、照明器具、電子レンジ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）に対して高速PLC装置を組み込む改造を行った試作品を、事業者敷地内のモデル住宅等において使用し、通信・放送と共存ができるレベルの通信信号の漏洩であるか、当該試作品および他の電気用品が誤動作しないかを確認する。

【PLC家電の接続イメージ】



課題となった規制、認定に向けた論点について

主務大臣

経済産業大臣（事業主管 / 規制主管）

事業者が申請検討に至った課題

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）

上記通達では通常の電気用品の雑音の基準が明示されていたが、電力線を用いて通信を行うPLC装置を組み込んだ製品の想定はされておらず、既存の解釈のままでは、通信信号を雑音と判断されてしまう解釈が起るため製品化が難しい状況であった。

新技術等関係規定に違反しないことへの考え方

本件実証で使用する試作品は、電気用品安全法第8条第1項第2号に例外規定として記載のある「試験的に製造」するものにあたるものであり、技術上の基準への適合義務が課せられるものではない。

「仮想通貨と法定通貨を同時決済可能なプロ向けの決済プラットフォームの構築」

申請者 株式会社Crypto Garage

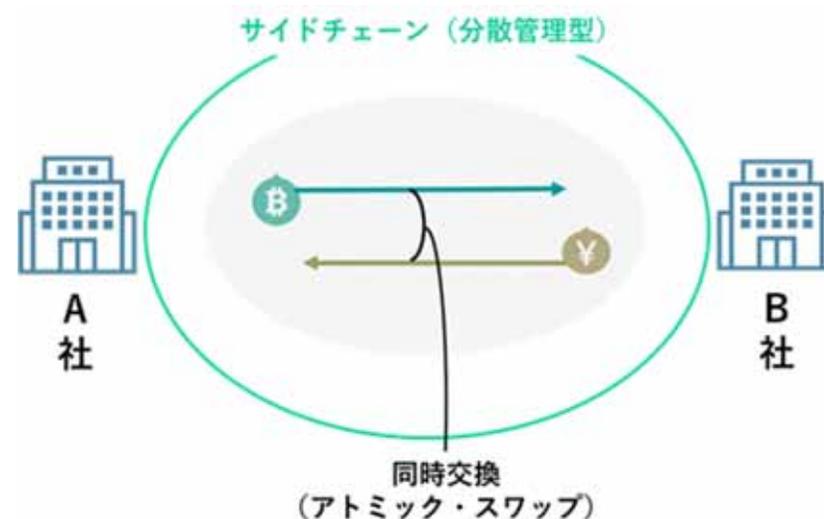
認定日 2019年1月18日

実証目的

現在は、プロである仮想通貨交換業者間向けのカバーマーケットが存在せず、流動性、価格面で不安定な状況にある。また、共通の決済基盤がないため、相対取引において、多大な信用リスクを取引相手に対してとらざるを得ない。今回の実証を通じて、仮想通貨と法定通貨の同時決済を実現することで、効率的な取引の基盤を整備していく。

実証計画（認定日～2020年1月18日）

- ・アトミックスワップの技術を用いて、仮想通貨の受け渡しと法定通貨での決済が同時に実施でき、取引相手に対する信用リスクを排除した決済プラットフォームの構築を目指す。
- ・実証参加者は、登録済み仮想通貨交換業者3～5社に限定する。期間は1年間とし、取引限度額を設定する。実証中のプラットフォーム利用は無料。



認定案件（OTC決済プラットフォーム）について

課題となった規制、認定に向けた論点について

主務大臣

内閣総理大臣（金融庁）（事業主管 / 規制主管）

事業者が申請検討に至った課題

仮想通貨の売買を媒介する行為を、「業として行う」場合には、資金決済法第2条第7項に規定する「仮想通貨交換業」として金融庁への「登録」となるため、スピーディーな実証を行うことが困難であった。

新技術等関係規定に違反しないことの方

本件実証の参加者を3～5社の登録済み仮想通貨交換業者に限定・特定し、かつ取引制限等を設けることなど市場に与える影響が軽微であること、申請者に営利目的がないこと、1年を期限とする実証実験であることを踏まえると、仮想通貨の交換等を「業として」行うことには該当しないと考える。（資金決済法第2条第7項）